

鹿児島県農林水産物等の輸出に係るロゴマーク等使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島県農林水産物等の輸出に係るシンボルマーク及びロゴ（以下、「ロゴマーク等」という。）を使用する場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等に関する権利)

第2条 ロゴマーク等に関する著作権及び使用に係る権利は、鹿児島県に属する。

(使用の申請)

第3条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、知事が特に認める場合及び新聞、テレビ等報道機関が報道目的に使用する場合を除き、事前に知事に申請を行わなければならない。

- 2 申請を行う者は、使用届出書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項に規定する使用届出書が提出された場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを受理する。
- 4 使用期間は、最長で2029年3月31日までとする。

(使用の制限)

第4条 ロゴマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は使用届出書を受理しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 県の信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において暴力団という。）もしくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合

- (7) ロゴマーク等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) ロゴマーク等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) 「鹿児島県農林水産物等輸出用ロゴマーク使用マニュアル」(別紙)の規定に違反し、ロゴマーク等の著しい変形その他ロゴマーク等の使用が適当でないと認められる場合
- (10) その他知事が別に定める要件に該当しない場合

(使用料)

第5条 ロゴマーク等の使用料については、当分の間、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 第3条に定める申請を行った者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた使用目的のみに使用すること
- (2) 知事から求められた場合、ロゴマークを使用した資料や物品等を提出すること。
- (3) 原則として、使用するときは「©鹿児島県」又は「©pref kagoshima」を明記すること

(届出内容の変更等)

第7条 使用者が使用申請の内容について追加又は変更しようとする場合は、あらかじめ変更届出書(別記第2号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する変更届出書が提出された場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを受理する。

(使用の差止め)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には使用者に対し、知事は別記第3号様式により、ロゴマーク等の使用を差し止めることができる。

- (1) 使用者がこの規定に違反した場合
 - (2) 使用申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (3) 第4条のいずれかに該当するに至った場合
 - (4) その他ロゴマーク等の使用継続が不相当であると認められた場合
- 2 知事は、前項の規定による使用の差し止めにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 知事は、使用者にロゴマーク等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(経費等の負担)

第9条 県は、この規定による使用申請の処理に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第10条 県は、ロゴマーク等を使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマーク等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合には、これに対し全責任を負い処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第11条 知事は、ロゴマーク等の使用状況等について広く利用促進を図る観点から、ロゴマーク等の使用状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第12条 この規定に関する事務は、鹿児島県農政部かごしまの食輸出戦略室が行う。

(その他)

第13条 この規定に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規定は、2019年3月22日から適用する

この規定は、2019年4月1日から適用する

別記

第1号様式（第3条関係）

鹿児島県農林水産物等の輸出に係るロゴマーク等使用届出書

年 月 日

鹿児島県知事 様

住所
団体等名
代表者 職
氏名

印

鹿児島県農林水産物等の輸出に係るロゴマーク等を使用したいので、鹿児島県農林水産物等輸出に係るロゴマーク等使用取扱規程第3条第2項の規定により届け出ます。

記

使用品目 商品名	
マークを使用 するもの (該当箇所に☑)	<input type="checkbox"/> 商品の包装資材 <input type="checkbox"/> 印刷物（チラシ，パンフレット，名刺等） <input type="checkbox"/> 新聞， <input type="checkbox"/> 看板，商品 POP 等 <input type="checkbox"/> Web 上の使用 <input type="checkbox"/> その他（ ）
併記する文字	有り 無し ※併記する文字が有る場合は，マークに文字を併記した図案を添付すること
印刷予定数	印刷アイテム予定数 （ ）種 総印刷予定数 （ ）個・枚 マークの大きさ (1) ㉜()cm× ㉜()cm (2) ㉜()cm× ㉜()cm

使用国・地域	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用計画	※時期, 場所, 内容等を記載すること
問合せ先	担当者名 : 電話番号 : E-mail :
添付資料	①ロゴマーク等を使用したパッケージ等のデザインが分かる資料 (併記する文字が有る場合は, マークに文字を併記した図案) ②ロゴマークを使用する商品が, 「鹿児島県産」と分かる書類 (産地証明書や納品書等) の写し

※ 記入上の留意事項

- 1 様式に記入が困難な場合は, 「別紙」として添付する
- 2 名刺にマークの印刷を行う場合は, 団体の構成員1名が代表して申請を行うものとする

下記事項について遵守することを誓約します。

【使用取扱規程 第6条 (使用上の遵守事項)】

- 1 許可を受けた使用目的のみに使用すること
- 2 知事から求められた場合, ロゴマークを使用した資料や物品等を提出すること
- 3 原則として, 使用するときは「©鹿児島県」又は「©pref kagoshima」を明記すること

署名または捺印 _____ 印

【問合せ先・申請書提出先】

鹿児島県農政部かごしまの食輸出戦略室
〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1
TEL : 099-286-3194 FAX : 099-286-5587
Mail : yusyutsu@pref.kagoshima.lg.jp

別記

第2号様式（第7条関係）

鹿児島県農林水産物等の輸出に係るロゴマーク等使用内容変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 様

住所
団体等名
代表者 職
氏名

印

年 月 日付けで許可を受けた内容について、下記の通り内容を変更したので、鹿児島県農林水産物等の輸出に係るロゴマーク等使用取扱規程第7条第1項の規定により届け出ます。

記

項目	前回届出内容 ※ 該当部分のみ記載	変更する内容

【問合せ先・申請書提出先】

鹿児島県農政部かごしまの食輸出戦略室
〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1
TEL : 099-286-3194 FAX : 099-286-5587
Mail : yusyutsu@pref.kagoshima.lg.jp

別記

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

（申請者） 様

鹿児島県知事

鹿児島県農林水産物等の輸出に係るロゴマーク等
使用承認取消について（通知）

貴団体については、鹿児島県農林水産物等の輸出に係るロゴマーク等使用取扱規程により、ロゴマーク等の使用承認を取り消します。

記

- 1 使用承認対象品目・商品
- 2 取消理由
- 3 措置請求内容（必要な場合のみ記載）